

監査公表第7号（平成25年6月7日、県公報第3502号登載）

新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告に基づき講じた措置（平成24年度）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月7日

福岡県監査委員	小	串	正	伸
同	伊	藤	龍	峰
同	行	正	晴	實
同	浦	田	憲	一

24社活第2480号  
平成25年3月29日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日付24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部 アジア文化交流 センター	収入の会計年度所属区分が、地方自治法施行令によらず誤っていた。 (1件 2,682,374円)	平成24年度観覧料収入について、翌年度に清算確認したものは、翌年度で調定を行う。 今後は、財務規則に従った適正な事務処理を行うとともに、根拠規定を添付させるなどしてチェック体制を強化し再発防止に努める。
	駐車場使用料の金融機関への払い込みが、財務規則によらず遅延していた。 (195件)	駐車場料金回収、入金にかかる業務について、独立行政法人、金融機関と協議のうえ、処理日数の短縮など効率的な事務処理に努め、財務規則に則り適切に処理する。

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日付24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	生活保護費の支給において、児童扶養手当の認定誤りにより、支給過となっていた。 (1件 166,290円)	平成24年11月1日付で生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。今後は、手当等の収入認定を行う際のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べ、3機関で、32,792,588円増加している。 (3件)	生活保護受給中の世帯の債権については、返還金担当職員と担当ケースワーカーが連携して督促を行う。保護廃止世帯の債権についても、債権回収員の活用を含め、訪問及び電話による督促を強化し回収に努める。
	生活保護費の支給において、新規就労控除の認定誤りにより、支給過となっていた。 (2件 51,500円)	生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。監査後に、新規就労控除の認定について職員に周知徹底した。今後は、決裁時のダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	<p>生活保護費の支給において、児童養育加算の認定誤りにより、支給過となっていた。</p> <p>(2件 45,000円)</p>	<p>遡及可能な範囲で認定の変更を行い、遡及できない部分については生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。今後は、加算等の認定において決裁時のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。</p>
	<p>生活保護費の支給において、子ども手当の認定誤りにより、支給過となっていた。</p> <p>(1件 30,000円)</p>	<p>支給過分については生活保護法第63条により返還処理を行った。今後は、他法により支給される手当等の額の検証を行なうことを事務所内会議等で周知徹底し、ケース審査のチェック体制を強化することで再発防止に努める。</p>
	<p>生活保護費の支給において、給食費の認定誤りにより、支給過となっていた。</p> <p>(1件 45,100円)</p>	<p>平成24年12月11日付で生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。今後は、決裁時のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。</p>
	<p>生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されず、頻回受診者の把握がされていなかった。</p> <p>(3件)</p>	<p>頻回受診者指導台帳の整備を行った。また、頻回受診者指導台帳による決裁を行っていないものについては台帳に決裁欄を追加し、必要事項の記載ごとに課長決裁を行うよう措置を講じた。</p>
	<p>所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。</p> <p>(1件)</p>	<p>財務規則の再確認及び金庫内の保管物の見直しを行い、全職員に、財務規則で保管すると定められていない物は保管しないことを周知徹底した。今後は、財務規則に基づく金庫の適正管理に努める。</p>
	<p>所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が保管されていた。</p> <p>(1件 5,003円)</p>	<p>保管していた現金を返還するとともに、財務規則の再確認及び金庫内の保管物の見直しを行い、全職員に、財務規則で保管すると定められていない物は保管しないことを周知徹底した。今後は、財務規則に基づく金庫の適正管理に努める。</p>

福岡県監査委員 小串正伸 殿  
 同 伊藤龍峰 殿  
 同 行正晴實 殿  
 同 浦田憲一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日付24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	建物賃借料の調定が遅延していた。 (2件 613,200円)	今後、調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底するよう是正措置を講じた。
	変更委託契約書において、契約の相手方の記載に誤りがあった。 (1件)	契約の相手方の記載を修正し相手方に交付した。 今後は、公印管守者による照合を徹底するよう、是正措置を講じた。
	水質検査業務委託において、誤った請求書により支払いが行われていた。 (1件)	仕様・見積書の作成に錯誤があり、また、請求書の履行確認に不備があったため誤払いとなったもの。正当な支払額を算出し、差額を業者から返納させた。今後、履行確認に一層注意を払い適正な処理に努める。
	緊急用前渡資金で購入した物品について、財務規則に基づく物品の引継、出納通知及び供用の手続きが行われていなかった。 (176件)	物品の引継、出納通知及び供用の事務について、適正な事務処理に改めた。今後は財務規則を確認の上、適正な事務処理に努める。
	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。 (4件)	財務規則で出納員が保管することと定められていない通帳については、金庫から撤去するよう、是正措置を講じた。